

生命保険業のグローバル化への対応と課題

第一生命保険株式会社 野口 直秀

はじめに

本稿では、我が国生命保険業のグローバル化¹について、**1**にて現状を整理するとともに、**2**にて主に国内規制における子会社業務範囲規制に係る課題を取り上げ、**3**にて同課題について考察する。

1. 生命保険会社のグローバル化の対応状況

2014 年における世界の生命保険市場を概観する²。生命保険料は全体で 2 兆 6,550 億米ドルと対前年 4.3%の伸び、新興市場³の伸びが 6.9%と高かったことに加え、先進国市場⁴も 3.8%と堅調な伸びを示した（図表 1）。両市場とも、GDP の成長率を上回る生命保険市場の拡大を見せている。2013 年は全体で 0.7%の伸び（新興市場は+6.4%、先進国市場は-0.2%）であったが、2008 年の金融危機前の成長水準にほぼ戻している（2003 年から 2007 年の平均は約 5%程度の伸び）。

地域別には、アジア新興市場⁵での生命保険料の伸びは 9.9%と高く、特に、中国（+13.4%）、フィリピン（+13.0%）、ベトナム（+12.8%）、タイ（+11.6%）等の伸びが高い。

〔図表 1〕 世界の生命保険料の伸び率

	2013			2014		
	生命保険	損害保険	合計	生命保険	損害保険	合計
先進国市場	-0.2%	1.1%	0.3%	3.8%	1.8%	2.9%
新興市場	6.4%	8.3%	7.4%	6.9%	8.0%	7.4%
世界	0.7%	2.3%	1.4%	4.3%	2.9%	3.7%

〔出典〕 Swiss Re “sigma World insurance in 2013” “sigma World insurance in 2014”

日本の生命保険会社は、海外の保険子会社等を通じ、世界 8 カ国で保険引受事業を行っており、そのほとんどは 2007 年以降に集中している（図表 2）⁶。

日本の保険会社は主に人口が大きく生命保険市場の拡大が見込まれるアジア新興地域を中心に海外展開している。また、近年、市場規模が大きく、国民一人あたりの年間の生命保険料が千ドルを超える北米、欧州、オセアニア等の先進市場にも進出し、足下の利益貢献を図る例がある。

具体的な進出地域としては、アジアが 5 カ国で最多、中国 2 社、インド 2 社、インドネシア 4 社、ベ

¹ 保険業のグローバル化（グローバリゼーション）は様々な捉え方がありうるが、本稿では、日本の保険会社を買収等を通じ海外において現地の保険引受事業を行うものとして論を進める。

² Swiss Re “sigma World insurance in 2014” のデータを用いる。

³ 中南米、中欧及び東欧、東南アジア、中東（イスラエルを除く）、中欧アジア、トルコ、アフリカ

⁴ 北米、西欧（トルコを除く）、日本、香港、シンガポール、韓国、台湾、オセアニア、イスラエル

⁵ 南アジアおよび東アジアの工業国（香港、シンガポール、韓国、台湾）を除く。

⁶ これ以前の国際団体保険等に係る外国保険会社との業務提携、資産運用を主眼とした海外展開等の状況については、梅崎知恵「保険会社の国際展開に係る課題」（生命保険文化センター・生命保険論集 185 号、2013 年）を参照。

トナム2社、タイ2社となっている。その他、米国3社、ポーランド1社、オーストラリア1社となっている。

新興市場の一例として、ベトナム生保市場を概説する。1996年に国営のバオベト生命が営業開始した後、1999年から外資の参入が認められ、現在16社が営業している。2014年の生命保険料は1,290百万ドル（一人あたり14ドル）、GDPに占める生命保険料の割合（保険普及率）は0.7%とまだ低い（世界平均は3.4%、日本は8.4%）、新契約保険料ベースで年平均30%程度の高い比率で市場拡大している。個人募集代理人チャンネルによる貯蓄性商品の販売が主流であり、養老保険57.2%、ユニバーサル保険及びユニットリンク保険39.7%が大勢を占めている⁷。

日本の生命保険会社では、2007年に第一生命が現地保険会社を買収し第一生命ベトナムとして営業を開始し、収入保険料のマーケットシェアは2006年の4.4%から2014年度の9.0%（4位）と事業拡大している。また、2013年に住友生命がバオベトホールディングス（シェア2位）の発行済株式の18%を取得し関連法人等としている。

【図表2】 日本の生命保険会社による海外保険引受事業の進出状況

地域	人口 (百万)	2014 生保保険料 (百万ドル)		日本の生保による進出状況 (保険事業を営む連結子会社・持分法適用会社、下線は子会社)	
		シェア(%)	1人当(\$)		
北米	354	580,358	21.8	1,638	
[米国]	318	528,221	19.9	1,657	ハシミック・ガーティン(明治安田・1976)、米国日生(日本・1991)、 プロテクト(第一・2015)
南米	619	75,245	2.8	121	
欧州	815	1,002,728	37.7	1,138	[ポーランド] TUオロパ・ワル(明治安田・2012)
アジア	4,265	892,318	33.6	209	
[中国]	1,394	176,950	6.6	127	長生人壽(日本・2009)、北大方正人壽(明治安田・2010)
[インド]	1,269	55,299	2.0	44	スター・ユニオン・第一(第一・2009)、リアソス(日本・2011)
[インドネシア]	253	10,159	0.38	40	アグリスタ(明治安田・2012)、パニン第一ライ(第一・2013)、セクス イ(日本・2014)、BNIライ(住友・2014)
[ベトナム]	92	1,290	0.05	14	第一生命ベトナム(第一・2007)、バオベト(住友・2013)
[タイ]	67	13,297	0.5	198	オシャンライ(第一・2008)、タイライ(明治安田・2013)
(上記計)	3,075	256,995	9.6	83	
オセアニア	38	58,103	2.1	1,508	[オーストラリア] TAL(第一・2008)
アフリカ	1,124	45,796	1.7	40	
合計	7,217	2,654,549	100.0	367	

(出典) Swiss Re 「sigma world insurance in 2014」、各社ディスクロージャー資料を基に作成(出資完了ベース)。

また、個社の海外展開の事例として、第一生命における海外生命保険事業の取組みをまとめたものが図表3である。同社では、ベトナム・タイ・インド・インドネシアの新興市場、及びオーストラリア・

⁷ 2012年新契約保険料ベース、ベトナム生命保険協会資料

アメリカの先進市場で現地法人を通じて保険引受事業を行っている。新興市場においては、同社からアンダーライティング体制の高度化や販売基盤の構築などのノウハウ支援を行い、保険料収入を向上させるなど市場の高い成長の取り込みが期待されている。また、先進市場においては、既に市場規模が大きく安定した利益貢献やリスク分散が見込まれている。

〔図表3〕 第一生命における海外保険引受事業の進出状況

	社名 (国名)	従業員数 (15/3末)	主力販売チャネル	主力商品	保険料収入実績		市場 シェア
					(15/3期)	前年比	
新興市場	①第一生命ベトナム (ベトナム)	652名	個人募集代理人	ユニバーサル保険 養老保険	143億円	+37.0%	9.0%
	②オーシャンライフ (タイ)	1,998名	個人募集代理人	養老保険	518億円	+7.9%	2.9%
	③スター・ユニオン第一ライフ (インド)	3,009名	銀行窓販	養老保険 ユニットリンク保険	165億円	+17.5%	0.9% (2.0%)
	④パニン・第一ライフ (インドネシア)	572名	銀行窓販、個人募集代理人	ユニットリンク保険	359億円	+12.3%	3.05%
先進市場	⑤TAL (オーストラリア)	1,537名	独立アドバイザー、ホールセール、コルセクター（ダイレクト）	保障性商品（死亡・所得保障・高度障害等）	2,528億円	+18.5%	15.6%
	⑥プロテクティブ (米国)	2,476名	独立営業員、証券会社、銀行窓販	ユニバーサル保険 変額・定額年金	3,974億円	+10.6%	0.8%

（出典）第一生命「2015年3月期 決算・経営説明会」資料を基に作成⁸

⁸ (1) 従業員数に販売チャネルの人員は含まない。ただし、⑤のダイレクト販売に係る人員は、従業員数に含む。
(2) 保険料収入実績に対応する期間は、①②③④⑥は1～12月、⑤は4～3月。
保険料収入実績は、①④⑤⑥は保険料等収入、②は保険料収入、③は換算収入保険料。
(3) 為替は、1米ドル=120.55円、1豪ドル=92.06円、1インドネシアルピー=0.0097円、1ルピー=1.91円、1バーツ=3.67円で換算。
(4) 市場シェアの比較対象（期間）は、米国市場は正味収入保険料（2013年1～12月）、オーストラリア市場は保障性市場の保有年換算保険料（2014年12月末）、ベトナム市場・インドネシア市場は保険料等収入（2014年1～12月）、インド市場は初年度換算保険料（カッコ内はLICを除く民間ベースの数値）（2014年1～12月）、タイ市場は収入保険料（2014年1～12月）。

2. 生命保険会社のグローバル化にあたっての課題（国内規制）

（1）課題認識

日本の保険会社が海外の保険会社等を買収する際、国内規制で実務上の大きな負荷となるのは子会社の業務範囲規制である。

日本の保険会社が子会社とできる会社（以下「子会社対象会社」）の範囲は保険業法で個別列挙（限定）されているのに対し、欧米の保険会社は同様の限定は課されておらず、保険会社の買収時において日本の保険会社が競争上不利な立場におかれることがあった。

例えば、アジア諸国の保険会社を買収する際、当該保険会社が、自動車学校や旅行代理店など日本の業務範囲規制に留まらない子会社を保有しているケースがある⁹。このような場合、日本の保険会社は、買収対象となる保険会社の子会社が日本の子会社対象会社の範囲内であるか厳密な調査を行う必要があり、仮に業務範囲外の子会社がある場合には、当該会社を買収対象から除外するか事後的な売却を条件として入札に参加せざるを得ない状況があった。

これに対し、欧米主要国では、保険会社の子会社に対する業務範囲規制は存在しないため、同様の子会社調査や子会社売却に係る入札時の条件付けは不要であり、企業価値や買収効果等のデューデリジェンスに集中することが可能である。こうした規制の差は、数週間という短期間の入札においては非常に大きな差異を生じかねない。

このような障害を解消する観点から、平成 23 年¹⁰に金融審議会・保険会社のグループ経営に関する規制の在り方ワーキング・グループ（座長：洲崎博史・京都大学大学院法学研究科教授）における検討を経て、平成 24 年 3 月に保険業法が改正された。同改正により、保険業法 106 条に 4 項が新設され、現に子会社対象会社以外の会社を子会社とする外国の保険会社又は保険持株会社と同種・類似の外国の会社を子会社とすることにより、子会社対象会社以外の会社が子会社となる場合には、同条 1 項の業務範囲規制が適用されないこととされた¹¹。その上で、当該子会社対象会社以外の会社が子会社となった日から 5 年を経過する日までに当該子会社対象会社以外の会社が子会社でなくなるよう所要の措置を講じることとされた（同条 2 項、以下「5 年特例措置」）¹²。

このように、外国の保険会社等を買収する際の子会社業務範囲規制は一定程度緩和されたが、子会社対象会社以外の会社の保有は原則 5 年間とする例外的措置であり、子会社の業務範囲制限のない欧米主要国との規制の差異は依然大きい。当該子会社対象会社に該当しない事業が保険会社の本業に有益なシナジーを生じている場合には事後売却による保険事業への悪影響も想定され、また実態的にも、買収時に当該事業を 5 年以内に売却することを買収先と合意しておく必要もあり、交渉上不利となる可能性も

⁹ その他、投資会社、不動産開発、レンタカー事業、ホテルマネジメント等が実例として挙げられている（平成 23 年 7 月 27 日 WG 第 2 回・資料 5）。

¹⁰ 以下、国内規制の記述に関しては和暦を用いる。

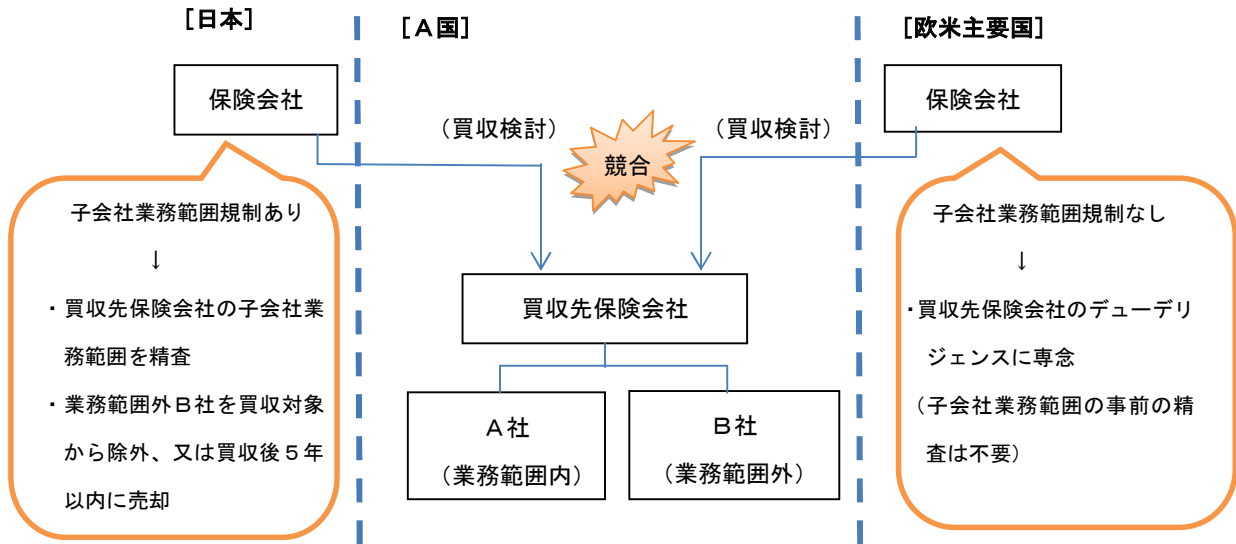
¹¹ 記載のように、外国の保険会社又は保険持株会社と同種・類似の外国の会社を子会社とする際の特例であったが、平成 26 年の業法改正により、銀行業を営む外国の会社、有価証券関連業を行う外国の会社、信託業を行う外国の会社、従属業務又は金融関連業務を専ら営む外国の会社等を子会社とする場合にも特例対象が拡大された。

¹² 当該国の金融市場・資本市場の状況等により所要の措置を講じることができないことにやむを得ない事情があること、親保険会社の事業の遂行のため当該子会社対象会社を引き続き子会社とすることについてやむを得ない事情があること等の要件を満たす場合、内閣総理大臣の承認を得て、一年に限り期限の延長が可能である（保険業法 106 条 5 項・6 項）。現地の保険市場の特性に照らして、子会社対象会社以外の会社を子会社として保有継続することが不可欠であり、資本関係のない第三者に業務委託することでは目的が達成できないことが例示されている（監督指針Ⅲ・2-3-4(4)）。

大きい（図表 4 参照）。

ここでは、保険会社の子会社業務範囲規制について概観した上で（2）、基本的に保険業法と同様の業務範囲規制を有し、現行の規制枠組みに至る趣旨・経緯等が比較的明らかである銀行法の業務範囲規制を整理する（3）。

〔図表 4〕 海外の保険会社等を買収する際の子会社業務範囲規制に係る課題



（2）子会社業務範囲規制

① 保険業法上の子会社業務範囲規制

保険会社の子会社対象会社は、保険会社の健全性確保の観点から設けられている他業禁止の趣旨等から、生命保険会社・損害保険会社・銀行などの金融機関や、従属業務子会社・金融関連業務子会社等に限定され、一般事業会社の保有は認められていない（保険業法第 106 条）。法人格が異なれば、子会社の事業リスクは出資額の限度で一応遮断するとも考えられるが、実態上、子会社が経営困難となれば、親会社である保険会社が財政的支援などを行うことにより、保険会社の健全性に影響を及ぼす可能性などが考慮されたものである¹³。

また、子会社に該当しない場合であっても、昭和 50 年代より、大蔵省（当時）の関連会社通達（昭和 50 年蔵銀第 2673 号「保険会社とその関連会社との関係について」）により、保険会社の関連会社¹⁴の業務範囲は「保険会社の業務に係る事務のうち、その業務の基本に係ることのないもので主として当該保険会社のために行うもの」に限定されてきた。現在でも、監督指針にて、保険会社又はその子会社が国内の会社の基準議決権数（総株主の議決権の 10%）を超えて所有する会社（特定出資会社）については、原則として保険業法第 106 条に掲げる業務の範囲内である必要がある（保険会社向けの総合的な監督指針（以下「監督指針」とする）III-2-2 注 1）。

加えて、国内の保険会社が外国法人に出資する場合であっても、関連会社が行えない業務を営んでいる場合は出資できないものとされ（平成 8 年蔵銀第 505 号「保険会社とその出資先外国法人との関係に

¹³ 竹内昭夫編『保険業法の在り方・上巻』（有斐閣、平成 4 年 4 月）13-16 頁、岩原紳作教授執筆部分

¹⁴ 保険会社が出資する会社で、その設立経緯、資金的、人的関係等からみて、保険会社と緊密な関係を有する会社をいう。（蔵銀通達第 2673 号柱書）

ついて)、現在でも、保険会社の海外における子会社等（子会社を含む子法人等、関連法人等を含む概念。**(3) ④**参照）の業務範囲については、国内の子会社等と同様の業務範囲の考え方が適用される（監督指針Ⅲ-2-2-4(1)）。

以上のとおり、保険会社の子会社等の業務範囲については、保険業法 106 条にて保険会社の子会社が行える業務が限定列挙され、監督指針にて、国内外の子法人等・関連法人等、国内の特定出資会社にも同様の規律が適用される構造となっている。現在においては、これに加え、前述した海外の 5 年特例措置が設けられており¹⁵、子会社業務範囲規制の全体像を整理すると図表 5 のとおりとなる。

【図表 5】 保険会社の子会社等における業務範囲規制

保険業法上の概念		国内	海外
子 会 社 等	子会社	・ 限定列挙（業法 106 条） 生命保険、損害保険、銀行、従属業務 子会社、金融関連業務子会社等	・ 同左 ※ 5 年の特例措置
	子法人等 （※子会社を含む概念）	・ 業法 106 条の範囲内 （監督指針Ⅲ-2-2 注 1）	・ 国内と同様の業務範囲 （監督指針Ⅲ-2-2-4(1)） ※ 5 年の特例措置
	関連法人等 （20%以上の議決権等）		
特定出資会社 （10%超出資）		－（特段規定なし）	
（10%以下）		－（特段規定なし）	

（出典）筆者作成。太枠内は後述②の独占禁止法の議決権取得・保有制限と重複しうる対象。

②独占禁止法及び保険業法上の議決権の取得・保有制限規制

①の子会社業務範囲規制に関連する規制として、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「独占禁止法」）及び保険業法上の議決権の取得又は保有制限規制がある。

独占禁止法第 11 条は、保険会社及び銀行が、あらかじめ公正取引委員会の認可を受けた場合等を除き、他の国内の会社の総株主の基準議決権数（保険会社は 10%、銀行は 5%）を超える議決権を取得又は保有することを禁止している。保険会社及び銀行による議決権の取得又は保有を形式的基準で制限しているが、これは保険会社や銀行による事業支配力の過度の集中を防止し、銀行や保険会社と一般事業会社間の密接な関係により資金供給に偏りが生じることを予防する趣旨とされる¹⁶。

ここで、「他の国内の会社」は同法第 10 条 3 項により、銀行業又は保険業を営む会社その他公正取引委員会規則で定める会社を除くとされ、同規則¹⁷により、銀行法 16 条の 2 及び保険業法 106 条の子会社

¹⁵ 保険業法では子会社対象会社以外の会社を子会社とする場合の特例を規定しているが、監督指針にて、保険会社が外国の保険会社を子法人等・関連法人等とすることにより、子会社対象会社以外の会社を子法人等（子会社を除く）又は関連法人等とする場合も同様の措置が適用され、概ね 5 年以内に子法人等又は関連法人でなくなるよう所要の措置を講じる必要がある（監督指針Ⅲ-2-2-4(5)）。

¹⁶ 白石忠志『独占禁止法』（有斐閣、平成 18 年）322 頁、根岸哲編『注釈独占禁止法』（有斐閣、平成 21 年）274 頁。

¹⁷ 「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第十条第三項に規定する他の国内の会社から除くものとして公正取

対象会社（外国の会社を除く）を列挙している。「他の国内の会社」から銀行、保険会社及び子会社対象会社を除外しているのは、独禁法 11 条が防止すべき問題の中心は規制対象たる金融会社が非金融・金融関連会社、つまり一般事業会社と結びつくことにあるとの認識に基づく¹⁸。独占禁止法においては、銀行や保険会社が他の国内の一般事業会社の議決権を直接的に一定以上取得又は保有することを問題としており、保険会社等が他の会社を通じ一般事業会社と間接的な資本関係がある場合などを制限するものとはなっていない。

保険業法第 107 条においても、同法第 106 条の国内の子会社対象会社を除き、独占禁止法第 11 条と類似の議決権の取得又は保有の制限を設けている。本規制は、独占禁止法の規制を実質的に補完するものであるが、保険契約者等の保護の観点から、保険会社に他の事業リスクが及ぶことを制限する趣旨があるとされる¹⁹。保険業法第 107 条においては、保険会社単体ではなく、保険会社とその子会社の合算で 10% の基準議決権数を超える議決権の取得又は保有を禁止している点が独占禁止法 11 条との大きな違いであるが、その対象を子会社までに留め、子会社等（子会社を除く）を合算対象としていない。

③諸外国における子会社業務範囲規制の現状

欧米諸国においては、保険会社の子会社や子会社未満の投資先に業務範囲制限を付している国は見当たらず、監督当局が日常的な監督を行う中で、必要が生じた場合には事後的に処分命令等の事後的な対応をとることが可能な枠組みとなっている（図表 6）²⁰。

例えば、ニューヨーク州法では、子会社に対する投資において適法な事業である限りは事業内容に制限はなく（1701 条(a)項）²¹、以下のように相当な規模の投資となる場合にのみ保険監督官の事前承認が必要とされる（1705 条(a)項）²²。

ア) 親会社が直接投資する全子会社の投資総額が、親会社の認容資産²³の 30%を超えることとなる場合

イ) 当該子会社の投資額が認容資産の 15%を超えることとなる場合

引委員会規則で定める会社を定める規則」（平成十四年十一月十三日公正取引委員会規則第七号）

¹⁸ 菅久修一・小林渉編著『平成 14 年改正独占禁止法の解説』（商事法務、平成 17 年）26 頁、白石・前掲注 16）324 頁。独占禁止法 11 条は、従来、金融会社間の株式保有を制限する趣旨も有していたが、平成 9 年の独占禁止法改正後に公表された旧 11 条ガイドラインにおいて、それまでの運用が大幅に変更され、金融会社間の株式保有については原則として 11 条 1 項但書による認可を行うこととされ、平成 14 年の独占禁止法改正により、株式発行会社から銀行・保険会社が除外されることが明文化された（根岸編・前掲注 16）276 頁）。

¹⁹ 安居孝啓編『最新保険業法の解説（改訂版）』（大成出版社、平成 22 年）360 頁

²⁰ ただし、実際に処分命令が発動された例は確認されていない。「まず 1 点目でございますが、各国とも法令上どのような業種の子会社は持ってはいけないという規制はございません。それで、子会社を取得する際に、事前の認可等も、各国とも基本的にはかかっていないと。ただ、子会社に不適切な会社がある場合には、株式を処分させる等の命令権限を一様にお持ちのようでございます。それで、今回のワーキング・グループの開催の準備のために、各国当局にそういった事例があるのかについて照会をかけたのですが、今まで回答があったドイツ、フランス、アメリカにつきましては、事例はないという回答をいただいているところでございます。」（平成 23 年保険会社のグループ経営に関する規制のあり方 WG（第 1 回）議事録、小原保険企画室長（当時）発言）

²¹ 「州内保険会社は、本法第 1405 条(d)項の規定に従って、当該会社が設立されるところの管轄法に基づいて適法な事業を営むか、もしくはそのために設立された子会社に投資することができ、またはその他の態様でその子会社を取得することができる。」（今井薫・梅津昭彦監訳『ニューヨーク州保険法（2010 年末版）』生命保険協会・平成 24 年 3 月、192 頁）

²² 今井・梅津・前掲注 21）194 頁。親会社が営むことができる保険種類の事業を営む子会社等に対する投資は本項の規定を免除される（1704 条(c)項）。

²³ 本項における認容資産（admitted assets）とは、直近の年次報告書の資産のうち、変額保険等の分離勘定保有資産の調整や親会社が営むことができる保険種類の事業を営む子会社等への投資額を控除したものとされる（1405 条（b）項 1 号（B））。

親保険会社は毎年子会社の情報報告書（information report）を保険監督官に提出し、子会社の活動や親子間における重要な取引活動等を報告するとともに（1708 条）、保険監督官は通知及び聴聞の機会を経て、子会社の継続保有が親会社の保険契約者もしくは加入者の利益に著しく反すると認定する場合等において、当該子会社の処分を親会社に命令できる（1710 条）。

【図表 6】 欧米における保険会社の子会社業務範囲規制

米国（NY州）	イギリス	ドイツ	フランス
<ul style="list-style-type: none"> ・業務範囲制限なし ・子会社の保有継続が、親会社の保険契約者または加入者の利益に反すると認定した場合には、子会社の処分を命じることが可能。 	<ul style="list-style-type: none"> ・業務範囲制限なし ・保険会社に対し、条件又は制限を課すことができる。当該条件又は制限には、「事業活動の制限」等が含まれる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・業務範囲制限なし ・保険会社が他企業への参加権を保有することによって、保険契約の履行可能性にリスクが生じる場合には、連邦金融監督庁は当該保有を中断させることが可能。 	<ul style="list-style-type: none"> ・業務範囲制限なし ・子会社の業務が、保険会社の支払能力に悪影響を及ぼすことが懸念された場合には、健全性監督機構は保険会社に対して、支払余力の適正化のために必要な手段（業務の制限を含む。）をとることが可能。

（出典）金融庁・保険会社のグループ経営に関する規制の在り方WG第1回資料3より抜粋

（3）銀行法における子会社業務範囲規制

保険業法及び関連会社通達における子会社業務範囲規制については、基本的に銀行法並びで手当てがされ、現在でも基本的な枠組みは双方で共通である。同規制の経緯については銀行法に関連して資料が多く残されていることから、以下、銀行法関連の経緯についてまとめる。

① 昭和 50 年関連会社通達

銀行の関連会社²⁴の業務範囲については、昭和 47、48 年当時の大幅な規制緩和、過剰流動性の中で投機的な土地取引に対する社会的批判の高まりから、金融機関の関連不動産会社との関係適正化措置がとられ、その後、周辺業務を営む関連会社のあり方についても見直しが行われた結果、昭和 50 年 7 月 3 日、大蔵省（当時）より、蔵銀通達第 1968 号「金融機関とその関連会社との関係について」（いわゆる関連会社通達）が発出された²⁵。

これにより銀行の関連会社は、以下の業務に限定して営むことができることとされた。

ア) 金融機関の業務に係る事務のうちその業務の基本に係ることのないもので主として当該金融機関のために行うもの

イ) 金融機関の業務に付随する業務

ウ) 金融機関の業務に付随する業務に準ずる業務（いわゆる周辺業務）

また、関連会社に上記業務を行わせる場合にも、「これに出資する金融機関の経営の健全性が損われる

²⁴ 関連会社は、「金融機関が出資する会社で、その設立経緯、資金的、人的関係等からみて、金融機関と緊密な関係を有する会社（銀行法、長期信用銀行法又は外国為替銀行法に基づき所有することとなった証券子会社等を除く。）」と定義される（蔵銀通達第 1968 号 [1]）。

²⁵ 大蔵省銀行局内金融法令研究会編『新銀行法精義』（大蔵財務協会、昭和 58 年 9 月）153-155 頁。

ことなく、かつ、関連業界に著しい影響を与えることのないよう留意する」とされ、ア)の業務については、独占禁止法 11 条の規定に基づく公正取引委員会の認可を受けて関係金融機関が全額出資する関連会社に行わせることとされた。

[図表 7] 関連会社通達において金融機関の関連会社が営める業務

業務	例
金融機関の業務に係る事務のうちその業務の基本に係ることのないもので主として当該金融機関のために行うもの	・ 営業不動産管理（金融機関の店舗、社宅等の管理運営）
	・ 行員向け福利厚生（行員のためにする食堂、売店、厚生施設等の管理運営）
	・ 銀行業務代行（貸金に係る物的担保の設定管理、預金・貸出等に係る計算事務等）
金融機関の業務に付随する業務	・ 信用保証（債務者に対する保証）
	・ ファクタリング（売掛債権の買取）
	・ クレジットカード（カード利用の売買に伴う与信と決済代行）
金融機関の業務に付随する業務に準ずる業務（いわゆる周辺業務）	・ ベンチャー・キャピタル（株式、社債の保有等による資金援助と経営・技術支援）
	・ リース（機械設備、輸送機器等の貸付）
	・ 計算受託（金融機関の計算事務のうち預金、貸出金援助と経営・技術援助）
	・ コンサルティング（企業経営等に関するコンサルティング及び企業診断等）
	・ 共同出資の住宅金融（銀行等の共同出資による、一般個人向住宅資金の貸付業務）

（出典）蔵銀通達第 1968 号及び大蔵省銀行局内金融法令研究会編・前掲注）25、155 頁を参考に筆者作成

②昭和 57 年銀行法

昭和 57 年に全面改正された銀行法により、海外で銀行業を営む現地法人の株式の 50%超の取得については、大蔵大臣の認可が必要とされた（9 条）。理由として、支店等の営業所の設置においては海外の支店設置も認可が必要であることとの平仄の他、以下が挙げられる²⁶。

ア) 形式上は現地法人が法主体となって銀行業を営むとしても、銀行が現地法人に対する実質的な支配権を握っていれば、海外支店を設けて銀行業を営んでいることに変わりはないこと

イ) 現地法人の設立がいつそう進行すれば、支店の場合と同様、一地域に集中して設置される事態も考えられ、過当競争防止の見地から、過度の集中を防止しうるチェック機構を作っておく必要

ウ) 現地法人が破綻した場合、社会的信用を重んずる銀行は、出資の限度で責任を負うにとどまらず信用を損ね、現地法人の債務を肩代わりする形で追加出資を迫られ銀行本体の預金者にも不足の損害を及ぼすおそれがあること

認可の対象は、銀行が現地法人に対して実効支配を及ぼしうるものとして、現地法人の株式又は持分の 50%超とされた。

③平成 4 年金融制度改革

独占禁止法 11 条により、銀行は国内の他の会社の発行する株式の 5%以上を保有することが禁止されていたところ、銀行法には子会社に係る規定は設けられていなかった。平成 4 年の金融制度改革²⁷により、

²⁶ 大蔵省銀行局内金融法制研究会編『詳説・新銀行法』（時事通信社、昭和 57 年 5 月）138-139 頁

²⁷ 平成 4 年金融制度改革の目的は、金融機関の各種の業務への参入を通じ、業態間の垣根を低くし、金融・資本市場にお

銀行と証券会社間のいわゆる業態別子会社方式による相互参入が行われることに伴い、銀行法に子会社規定（16条の2）を設け、独占禁止法の例外が法定された²⁸。

平成4年銀行法では、国内の証券子会社を規定し認可制としたことから、海外の証券子会社（海外証券現地法人）についても認可制とし、海外銀行現地法人と併せ、子会社の章の中の16条の4で規定された。理由として、証券取引法上、証券会社が海外証券現地法人を保有する場合に認可が必要であるのに対し、銀行等が海外証券現地法人を保有しようとする場合に認可が不要という不均衡を解消し、証券業者の監督を本国当局も行うべきであるという近年の国際的な動きに対応できるようにしたとされる²⁹。

④平成10年金融システム改革

平成9年6月の金融制度調査会答申「我が国金融システムの改革について」を受け、平成10年に金融システム改革の一環として銀行法が改正され、銀行持株会社制度が導入された他、銀行持株会社や銀行が保有できる子会社として、銀行、長期信用銀行、証券会社、保険会社、従属業務子会社、金融関連業務子会社等が列挙された（16条の2）。

また、平成9年6月、企業会計審議会「連結財務諸表制度の見直しに関する意見書」を踏まえ、平成10年、大蔵省（当時）より「連結財務諸表制度における子会社及び関連会社の範囲の見直しに係る具体的な取扱い」が公表された。一連の対応により、銀行法において、従来の銀行単体から銀行グループを規制対象とする方針に転換され、銀行持株会社や銀行を直接的な規制の名宛としつつ、子会社、兄弟会社を始め、銀行グループ全体に規制の効果を及ぼすことが明確にされた。

当該銀行グループの範囲については、従来の形式的な出資のみならず、連結財務諸表における連結関係と平仄をあわせた基準が導入された。具体的には、まず、銀行法における子会社の概念が明確にされ、子会社を「会社が発行済株式の総数等の百分の五十を超える数又は額の株式等を所有する他の会社」とするとともに、ある会社の子会社が他の会社の株式等の過半数を所有している場合等には当該他の会社は当該会社の子会社とする（つまり銀行の孫会社も銀行の子会社とする）みなし規定が導入された。

加えて、以下の点を踏まえ、企業会計上の支配力基準を踏まえた「子法人等」、影響力基準を踏まえた「関連法人等」を含めた「子会社等」がグループの対象とされた³⁰。

- ア) 銀行の基盤は信用にあり、銀行グループが全体として相互補完的に業務を行っている場合や、グループ内の会社が破綻した場合、レピュテーションリスクを始め、様々な経路で銀行へリスクが波及する懸念がある
- イ) 銀行業務の健全かつ適切な運営を期すための基盤を市場規律に求めることから、企業会計基準と平仄をあわせることにより、現実妥当性が確保されるとともに、金融システム改革全体の中で整合的なものとなる
- ウ) 銀行グループのリスク管理という事前予防的な行為の性格からリスクの波及を保守的にとらえ、

ける有効かつ適正な競争を促進することによって、市場の効率化、活性化を図るとともに、利用者に対してより良質で多様な金融商品・サービスを提供することを可能とすることにあるとされた。氏兼裕之・仲浩史編著『銀行法の解説』（金融財政事情研究会、平成6年6月）102頁。

²⁸ 具体的には、普通銀行・長期信用銀行・外国為替銀行・農林中央金庫及び協同組織金融機関の連合会は証券子会社と信託銀行子会社を、信託銀行は証券子会社を、証券会社は銀行子会社又は信託銀行子会社を業態別子会社として保有することが可能となった。

²⁹ 氏兼・仲編・前掲注27）119頁。

³⁰ 木下信行編『解説・改正銀行法』（日本経済新聞社、平成11年7月）84頁。

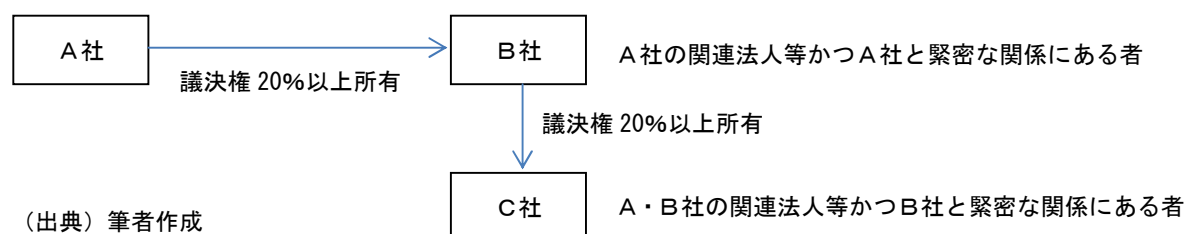
実質的關係に着目してグループの範囲を考えておく必要がある

子法人等には、他の法人等の議決権の過半数を自己の計算において所有している法人の他、法人等が自己の計算において所有している議決権と、出資・人事・資金等において「緊密な関係」があることにより当該法人等の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者等が所有している議決権を合わせ他の法人等の議決権の過半数を占めている場合などが該当する（銀行法施行規則 14 条の 7 第 1 項）。

また、関連法人等には、法人等が子法人等以外の他の法人等の議決権の百分の二十以上を自己の計算において所有している場合のほか、法人等が自己の計算において所有している議決権と、出資・人事・資金等において「緊密な関係」があることにより当該法人等の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者等が所有している議決権を合わせ他の法人等の議決権の百分の二十以上を占めている場合などが該当する（銀行法施行規則 14 条の 7 第 2 項）。

ここで、「緊密な関係」に関し、企業会計上、自己（自己の子会社を含む）が議決権の 100 分の 20 以上を所有している企業は、一般的に「緊密な者」に該当するとされることに留意が必要である³¹。例えば、A社がB社の議決権を 20%以上所有し、B社がC社の議決権を 20%以上所有している場合、A社と緊密な関係があるB社がC社の議決権を 20%以上所有していることとなり、C社は直接A社に議決権を所有されていないにもかかわらず、一般的にA社の関連法人等に該当する（図表 8）。これまで業務範囲規制については、子会社規定及び関連会社通達により、銀行の直接出資先を対象とした規律が設けられていたところ、いわゆる孫会社への連鎖適用やこのような間接的な出資関係も含め、適用対象が大きく拡大されることとなった。

[図表 8] 関連法人等の範囲（一般的な例）



なお、銀行の関連会社については、①に記載した蔵銀通達第 1968 号にてその業務範囲が限定され、その範囲を外れる場合には資本関係等を適正化することが求められていたが、銀行と他の関連会社によって株式の過半が所有されている会社や経営陣の多くが銀行出身者である会社が多数存在するなど、的確に機能していない面があった³²。平成 10 年銀行法により、関連会社が金融関連の業務を営む場合には正面から子会社等とすることを可能とするとともに、連結ベースでのディスクロージャー等の規制対象とすることとされた。

また、蔵銀通達第 1968 号は平成 10 年 6 月に廃止され、事務ガイドライン（第一分冊預金取扱い金融機関関係）が制定された。同事務ガイドラインにおいて、銀行又はその子会社が、国内の会社の株式等

³¹ 企業会計基準適用指針第 22 号「連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する適用指針」9(1)「緊密な者に該当するかどうかは、両者の関係に至った経緯、両者の関係状況の内容、過去の議決権の行使の状況、自己の商号との類似性等を踏まえ、実質的に判断する。例えば、次に掲げる者は一般的に緊密な者に該当するものと考えられる。(1)自己（自己の子会社を含む。以下(7)までについて同じ。）が議決権の 100 分の 20 以上を所有している企業」

³² 木下・前掲注) 30、236 頁。これら関連会社には、多額の不良債権を抱えたものや銀行破綻の一因となったものもあったとされる。

について、合算して、その基準株式数等（5%）を超えて所有している場合の当該国内の会社（特定出資会社）が営むことができる業務は、原則として銀行子会社が営むことができる業務の範囲内であることが求められた³³。また、銀行の海外における子会社等の業務の範囲についても、国内の子会社等と同様の業務範囲の考え方を適用し、子会社対象会社の営むことができる業務以外の業務を営むことのないよう留意が必要とされた³⁴。

以上のとおり、平成10年の金融システム改革により、銀行が50%超の株式等を所有する他の会社である子会社につき業務範囲を確定した上で、事務ガイドラインで50%以下かつ5%超の株式等を所有する国内の会社（特定出資会社）や海外の子法人等についても、子会社と同じ業務範囲を求める現行とほぼ同じ枠組みが構築された。

⑤平成17年監督指針の制定

平成17年10月、事務ガイドラインが廃止され、主要行向けの総合的な監督指針が制定された。同監督指針において、事務ガイドラインの業務範囲規制の枠組みを踏襲した上で、銀行グループの境界を明確にしつつ銀行グループ全体としてリスク管理を行っていく考え方の下、銀行グループの範囲を企業会計上の連結基準とし、銀行の他業禁止の趣旨をグループ全体に及ぼし、グループ全体として銀行に対する規制に準じた取扱いとすることが監督指針上、明示的に示された（図表9）³⁵。

【図表9】主要行向けの総合的な監督指針V 銀行グループに対する連結ベースの監督等

V-1 基本的な考え方

（1）銀行グループのリスク管理

銀行グループが晒されるリスクについては、銀行グループが全体として晒されるリスクと、銀行グループ内で銀行が晒されるリスクとに分けて考えることができる。こうしたリスク管理のあり方については、最終的な目標が預金者及び決済システムの保護であることを前提とした上で、いずれのリスクを重視すべきかを整理する必要がある。この点については、銀行グループの境界を明確にしつつ銀行グループ全体としてリスク管理を行っていく方法と、グループの境界は開放的なものとしつつ銀行単体をグループの他社のリスクから遮断する方法とが考えられる。リスク管理を監視・けん制するための個別の制度については、規制対応の実行可能性等に応じて両者の考え方をそれぞれ取り入れる必要はあるものの、リスク管理の実態やステークホルダーによる銀行グループの監視状況、グループ展開による利用者利便と国際的な競争力の向上の促進という諸点を勘案すれば、グループの境界を明確にしつつグループ全体としてのリスク管理を念頭においたものとしていくことが適当である。

（2）銀行グループの範囲

銀行持株会社、兄弟会社、子会社、関連会社のいずれを問わず、その会社の行う取引のリスクが銀行へ波及していくことに着目すれば、銀行グループのリスク管理という事前予防的な行為の性格から、リスクの波及を保守的にとらえ、実質的な関係に着目してグループの範囲を定めることが適当である。こうした考え方によって、銀行グループの範囲は、銀行持株会社又は銀行の企業会計上の連結基準と整合的な取扱いとすることとされている。

³³ 事務ガイドライン（第一分冊預金取扱い金融機関関係）1-6 子会社等について（注1）

³⁴ 事務ガイドライン（第一分冊預金取扱い金融機関関係）1-6-3(1)

³⁵ 主要行向けの総合的な監督指針V-1、V-3-1。なお、保険会社向けの総合的な監督指針には同様の記載はない。

3. 考察

ここでは、これまでの検討を踏まえ、日本の保険会社が海外の保険会社等を買収する際、買収先保険会社等の子会社等に対する業務範囲規制のあり方について若干の考察を行う。

(1) 域外適用に係る課題

外国の法令に準拠して外国において保険業を行う外国保険業者（保険業法2条6項）が日本において保険業を行う場合、内閣総理大臣の免許を受け、外国保険会社等として保険業法の規制に服する（保険業法2条6項・7項、185条1項）。日本の保険会社が外国の保険会社を買収する場合、当該外国の保険会社は外国保険業者ではあるが、日本において保険業を行うものではないため、保険業法において「保険会社」及び「外国保険会社等」を名宛とした規制の対象とはならない。

これは、法人の従属法を決定する基準について、わが国の通説とされる設立準拠法主義³⁶に沿ったものと考えられる。法人が設立の際に準拠した法を当該法人の従属法と考えることは、法的安定性が確保でき、当事者自治に合致する。実態的にも、外国における当局が当該国の法令で適法と認められているものについて、日本の監督規制を直接に及ぼすことは現実的ではない。

この点、保険会社や銀行が子会社として保有できるのは、「外国の保険会社」及び「外国の銀行」ではなく、「保険業を行う外国の会社」（保険業法106条1項8号）及び「銀行業を営む外国の会社」（銀行法16条の2第7号）としているとおり、欧州等、現地の法令でユニバーサル・バンキング等の兼営が認められていることに配慮したものであるのと整合的である³⁷。子会社が保険会社や銀行である場合には、このように現地法令を踏まえた柔軟な取り扱いを認めつつ、例えば「金融関連業務を専ら営む会社」（保険業法106条第1項第12号）などの子会社対象会社において日本で認められている業務の対象是非を厳格に当てはめることはバランスを欠いているように思われる。

議決権の取得・保有制限（保険業法107条1項）においても、独占禁止法11条における事業支配力の過度の集中防止の趣旨に加え、他の事業リスクの波及防止による保険契約者等の保護をも趣旨としているにもかかわらず、独占禁止法と同じく国内の会社の議決権の取得又は保有を制限している。これは、外国の保険会社やその子会社による一般事業会社の議決権の保有に制限を設けていない例も少なくないことから、日本の保険会社が国際的な業務展開を行う中で、外国の法制上認められることについて日本の保険会社にのみ一律に制約を課すことは適当でないとの整理に基づくものである³⁸。子会社業務範囲を制限する類似の規制において、一方でこのような設立準拠主義に沿う配慮をしつつ、他方で域外適用を厳格に求めることは同一法令において整合性が取れていない。独占禁止法の規定の効力が及ぶ国内での規制はともかく、外国で設立された法人に国内法の効力をどこまで及ぼすかについては、各国の規制レベルの差異により生じる国内保険会社の制約の実態やリスクの程度等を踏まえ、我が国保険業のグローバル化が進展した今日において抜本的な検討が必要と思われる³⁹。

³⁶ 江頭憲治郎『株式会社法（第5版）』（有斐閣、平成26年）964頁。法の適用に関する通則法においても、会社の従属法を定める明文の規定はないが、会社法上擬似外国会社の規定が存在し（会社法821条）、これは設立準拠主義を前提とした上で外人法規制として一定の規制を課す趣旨とされる。

³⁷ 小山嘉昭著『銀行法』（大蔵省財務協会、平成4年1月）129頁。子会社等が保険会社や銀行である場合、監督指針にて、現地監督当局が容認するものは、保険業法や銀行法の趣旨を逸脱しない限り原則として容認されるとされているのも同趣旨と考えられる（保険会社向けの監督指針Ⅲ-2-2-4(注)等）。

³⁸ 安居・前掲注19) 361頁。

³⁹ 例えば、海外支店における他業禁止規定や業務範囲規制の観点から以下の指摘がある。「第3に、他業禁止規定や生損保兼営禁止規定のような業務範囲規制はどのように適用されるか。これらの禁止の理由が、他業の営業や生損兼営によ

とりわけ、**2 (2) ①**でみたとおり、子会社以外の子法人等及び関連法人等については、法令ではなく、監督指針にて業務範囲の制約を課しており、この点は海外の買収先に対して説明に苦慮する一因である。監督指針は、「上級行政機関が関係下級行政機関・職員に対してその職務権限の行使を指揮するなどのために発する行政組織内部における命令または示達である『訓令又は通達』に該当するものであり（内閣府設置法 58 条 7 項）、発行会社や金融事業者などに対する法的拘束力はない」⁴⁰。もちろん、監督指針は「保険会社の監督事務に関し、その基本的考え方、監督上の評価項目、事務処理上の留意点」を整理したものであり⁴¹、保険会社の業務運営にあたり非常に重要な位置づけを持つものである。それだけに、業務範囲規制のように実質的に一定の業務の禁止を求める強い制約については、域外適用に係る問題も踏まえつつ、監督指針における内容や「留意する」といった記載の位置づけを慎重に検討する必要があると考えられる。

(2) グループの範囲に係る課題

2 (2) ①でみたとおり、子会社業務範囲規制は、監督指針にて、国内では子法人等・関連法人等・特定出資会社、海外では子法人等・関連法人等をその適用範囲としている。

銀行グループの監督としては、「リスク管理という事前予防的な行為の性格から、リスクの波及を保守的にとらえ、実質的な関係に着目してグループの範囲を定めることが適当」（図表 9）との基本的な考え方から連結ベースの監督体制がとられ、保険会社について明記はされていないものの、同様の考え方から連結ベースで子会社業務範囲規制がとられていると考えられる。

現状では、例えば、海外の子会社対象会社以外の会社が日本の保険会社と会計上連結関係になることにより、形式的に当該事業によるリスクが日本の保険会社の健全性に影響が及ぶものと仮定し、5年以内に原則処分を求める制度となっている。しかしながら、海外保険会社等の買収時の場面において、ある国で保険会社の子会社などの形で当該国の監督上も特に問題なく事業を行っているのであれば、当該保険会社へのリスクも限定的、かつ当該保険会社と親子または兄弟の関係となる日本の保険会社へのリスクは更に限定的と考えられる場合であることも十分想定される。現状のように海外の事業リスクを一律かつ事前（または5年の猶予期間内）に遮断する手法については、やや硬直的な対応と考えられる。

り保険会社のソルベンシーに悪影響が及ぶのを防止するということであるとすれば、他業や兼営が外国で行われようと禁止の必要性には変わりはないというべく、国内・国外のいずれにおけるものであっても禁止が及ぶと解すべきであろう。もっとも、支店のある外国における保険会社に対する業務の規制がわが国のそれと同じであるとは限らない。たとえば、生損兼営禁止の内容も異なりうる。そのような場合に、厳密にわが国の業法にしたがった兼営禁止そのまま適用されるかは別問題である。」（山下友信「保険事業者の国際的業務活動と法規制」（財団法人損害保険事業総合研究所『創立六十周年記念損害保険論集』平成6年）550-551頁）

また、国内規制との整合性を含め全体的な見直しの必要性について以下の指摘がある。「現在の規制が基本的に妥当なものであると考えるのであれば、外国子会社の話は、できるだけ例外的な措置として、非常に限定的に規制を外していくということになるのかと思いますが、現在の規制を見直すべき余地があると考えるのであれば、個人的にはこちらの考え方のほうにシンパシーを覚えているわけでありますけれども、内国子会社を含めた全体的見直しについては影響の大きさを考慮して中長期的な課題として位置づけるということもあり得るのでしょうかけれども、今回の外国子会社の問題については、先行して規制を緩和していくということも十分考えられるのではないかと考えている次第であります。」（平成23年保険会社のグループ経営に関する規制のあり方WG（第2回）議事録、後藤元委員発言）

⁴⁰ 松尾直彦『金融商品取引法』（商事法務、平成23年）32-33頁。「元来、通達は、原則として、法規の性質をもつものではなく、上級行政機関が関係下級行政機関および職員に対してその職務権限の行使を指揮し、職務に関して命令するために発するものであり、このような通達は右機関および職員に対する行政組織内部における命令にすぎないから、これらのものがその通達に拘束されることはあっても、一般の国民は直接これに拘束されるものではなく、このことは、通達の内容が、法令の解釈や取扱いに関するもので、国民の権利義務に重大なかわりをもつようなものである場合においても別段異なるところはない。」（最判昭和43年12月24日・民集22巻13号3147頁）。

⁴¹ 保険会社向けの総合的な監督指針 I-2 「監督指針策定の趣旨」

グループの範囲の考え方については、例えば、平成 26 年 2 月、監督指針に規定された「統合的リスク管理態勢」においては、報告対象とするグループの範囲を以下のとおり定めている（図表 10）。ここでは、対象とするグループの範囲を会計等他の目的による硬直的な範囲でなく、「実質的な関係」でとらえ、規制目的に沿った範囲設定が重要である点が明確にされている。

〔図表 10〕監督指針Ⅱ-3-7-2 報告対象とするグループの範囲

(1) 報告対象とするグループの範囲は、必ずしもグループ内の全ての法人を対象とする必要はないが、保険持株会社（中間持株会社を含む）、兄弟会社、子会社、関連会社のいずれを問わず、その会社の行う取引のリスクが保険会社へ波及していくことを考慮し、非保険事業体も含めた実質的な関係（例えば、資本参加や影響力、契約上の拘束力、相互関連性、リスクのエクスポージャー、リスクの集中、リスク移転、グループ内取引など）に着目し、グループの範囲を定めているか。

なお、ここでいうグループとは、会計や税務目的など、他の目的のために定義されたグループとは異なる場合があることに留意する。

平成 10 年の金融システム改革時点の時代背景として、銀行の関連会社による不良債権問題があり、特にディスクロージャー等の観点から銀行グループを広く捉えた上で透明性を図る必要性が大きかったと推測される。しかしながら、ディスクロージャーのように出資比率の差異等による潜脱を許容させないため開示の範囲を一律かつ保守的に広く捉えることと、子会社等における業務範囲規制は別の問題と考えられる。

それまでの業務範囲規制の適用対象とする関連会社は、設立経緯・資金的・人的関係等、保険会社や金融機関と直接に「緊密な関係」を有する会社であり（前注 14・24 参照）、保険会社等が業務範囲について直接に実効支配を及ぼすことが当然の対象であった。平成 10 年の金融システム改革で連結ベースでのルール適用により間接的な出資関係も含めその対象が大きく拡大し（図表 8）、とりわけ国をまたいだ間接的な出資関係先も一律の対象となることで現地法令や実態との乖離が生じる原因となっている⁴²。

もちろん、海外における間接的な出資関係においても日本の保険会社へのリスク波及は完全に否定しきれものではなく、適切な管理が求められることは当然である。一方で、他業禁止の趣旨である保険会社の健全性確保の範囲内において、統合的リスク管理における「実質的な関係」のように、日本の保険会社本体への実態的な影響の程度は考慮されてしかるべきであり、その手法についても、海外の事業リスクを一律かつ事前に遮断する対応から適切な管理を行う方向に転換することも検討されるべきと考える。

（3）実効的な監督に係る課題

海外における事業リスクを一律に遮断しない場合の課題として、日本の監督当局が当該事業活動に対し監督権限を直接執行することが困難であることが考えられるため、この点につき検討する。

まず、日常の監督においては、保険会社の子会社、子法人等又は関連法人等（ただし国内会社においては基準議決権数（10%）を超えて議決権を保有する会社も含む）がその業務内容を変更する場合には当局への届出が必要とされており（保険業法施行規則 85 条）、海外の子会社等が新規業務を開始するような場合には日本の当局もタイムリーに把握が可能である。

⁴² 例えば、図表 8 のように日本の保険会社 A 社が海外保険会社 B 社に 20% 程度の出資をした場合でも、B 社の子会社等 C 社は A 社の関連法人等に該当しうる。仮に C 社が日本の子会社対象会社でない場合、A 社は経営の支配権までは有さない B 社に対し、C 社の処分を求めるという実態にそぐわない事象が生じる。

加えて、監督権限としても、当局による報告徴求や立入検査の相手方は保険会社及び子会社のみであったところ、平成17年保険業法改正により、特に必要があると認めるときは、保険会社の子法人等への監督権限の執行は可能となっている（保険業法128条第2項・129条第2項）。また、業務改善命令や業務停止命令についても、保険会社の「子会社等の財産の状況」に照らして、「当該保険会社の業務の健全かつ適切な運営を確保し、保険契約者等の保護を図るため必要があると認めるとき」は、当該保険会社に対する措置が可能とされており（保険業法132条1項）、少なくとも制度上は、海外の子法人等への報告徴求・立入検査や海外の子会社等の財産の状況が日本の保険会社の健全性等を阻害するおそれがある場合の業務改善命令等の発動は可能である。

国際的にも、保険監督者国際機構（IAIS）が策定している国際基準であるICP（Insurance Core Principles）⁴³の「25 監督上の協力および調整」において、「監督者は、守秘義務要件を条件に、その他の関係する監督者および当局と協力し、調整する」とされ、複数国で保険事業を行う保険グループにおいて各国当局の協力体制の構築が求められている。具体的には、非規制事業体からのリスクの移転、保険グループに所属する主要企業の事業継続性を危険にさらすかもしれない事象、波及の可能性がある高リスク要因（potential high risk factors）等については、関連する当局者間で情報提供することが想定されており（ICP25.8.21）、海外の保険子会社等の傘下企業における一定のリスクについては日本の監督当局とも情報共有されることになる。更に、国際的に活動する保険グループ（IAIGs）においては、監督カレッジ（supervisory college）が設置され、関係する各国当局間でより踏み込んだ情報共有を行う枠組みが用意されている（ComFrame Module3,Element2）。

このように、日本の当局が自ら又は海外当局を通じて海外保険子会社の傘下会社についての情報を得、問題がある場合には日本の保険会社を通じた監督上の措置をとることが可能となっている。**2（2）③**でみたとおり、海外の監督当局は日常的な監督を行う中で、必要が生じた場合に事後的な対応を取る監督手法を実践しているところであり、厳格な子会社業務範囲規制によりリスクを事前に遮断しなくとも、制度的には適切なコントロールを実効的に行う枠組みは整備されていると考えられる。

（4）保険持株会社に係る課題

これまで保険会社の子会社業務範囲に関し論じてきたが、保険持株会社においては異なる制度となっていることから、ここでまとめて整理する。

保険持株会社の子会社業務範囲については、基本的に保険会社の子会社対象会社の範囲内であれば届出による保有が可能、それ以外の会社を子会社とする場合には内閣総理大臣の承認を受けることで保有が認められる（保険業法271条の22第1項）。これは、「金融業以外の一般事業を兄弟会社が行うことについては、主要国の例を踏まえると、法令上、制限することは適当でない。ただし、兄弟会社が保険会社の健全性に与える影響の可能性を十分勘案し、必要な監督を行っていくことが適当である。」⁴⁴との保険審議会での整理を踏まえたものである。

内閣総理大臣は、上記の承認の申請があったときは、以下のいずれかに該当する場合を除き、承認をしなければならない（同条3項）。

ア）申請に係る会社の業務内容が、兄弟会社となる保険会社の社会的信用を失墜させるおそれがある

⁴³ <http://iaisweb.org/index.cfm?event=showPage&nodeId=25227>

⁴⁴ 保険審議会報告「保険業の在り方の見直しについて－金融システム改革の一環として」（平成9年6月13日）、13頁。

こと（社会的信用に係る基準）

イ) 当該業務内容が、資本金、人的構成等に照らして申請に係る会社の健全性を損なう危険性が大きく、かつその経営の健全性が損なわれた場合には兄弟会社となる保険会社の健全性が損なわれることとなるおそれがあること（健全性に係る基準）

当該承認は、保険持株会社の子会社である保険会社の業務や財務に悪影響が懸念される場合を除き原則として認められる前提での制度となっているが⁴⁵、その基準は必ずしも明確でないことから、一定の整理が必要と考えられる。

ア) 社会的信用に係る基準

社会的信用に係る基準については、保険業法 271 条の 22 にて、公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあること、又は業務の内容が国民生活の安定や国民経済の健全な発展を妨げるおそれがあることが具体的な要件として列挙されている。前者は民法 90 条では国家社会の一般的利益や社会の一般的道徳観念を指すものとされ⁴⁶、後者は保険業法第 1 条の目的規定そのものであり、いずれも明確な要件とはいえない。「社会的信用」は、保険持株会社や保険主要株主の認可（保険業法 271 条の 11・18）でも求められる基準であるが、通常これに抵触することは想定しにくく、また監督当局としても認可申請の段階で抵触しないことの説明に苦慮する面もあると考えられる。仮に、将来的に予測できない事態を想定し監督措置上の足がかりを担保しておく趣旨なのであれば、認可又は承認の申請時の事前審査の枠組みよりも、日常の監督や必要に応じた報告聴求を踏まえた事後的な監督権限として明確化の方が実効的とも考えられる。

この点、現行においても、保険持株会社については、保険子会社の業務の健全かつ適切な運営を確保するため業務改善命令（保険業法 271 条の 29）、「公益を害する行為」をしたときには認可の取消し等の監督上の措置が認められており（保険業法 271 条の 30）、**2（2）③**でみた欧米主要国の規制も参考に、子会社の業務内容が社会的信用を失墜する場合の要件をこの枠組みの中で整理し直すことも検討の余地があると考えられる。

イ) 健全性に係る基準

健全性に係る基準についても、業務の内容が当該申請会社や兄弟会社である保険会社の健全性を損なうおそれほどのような場合であるか明確とはいえない。当該承認の申請においては、当該会社の資本金の額、保険持株会社及びその子会社の連結貸借対照表・損益計算書・収支及び支払能力の状況を示す比率の見込み等を記載した申請書及び添付書類を提出することとされており（保険業法施行規則 210 条の 8）、実態的にはこれらの記載事項をもとに審査が行われているものと考えられる。

一方、大口信用供与規制（保険業法 97 条の 2）のように、保険会社の健全性を確保する観点から、同一人に対する信用の供与につき、定量的な限度（同一人に対する運用に係るものの限度は総資産の 10%）を設けて規制している例がある。また、**2（2）③**でみたニューヨーク州法では、個別の子会社への投資が保険会社の認容資産の 15%を超える場合に保険監督官の事前承認を必要とするなど、定量的な規制枠組となっている。

⁴⁵ 安居・前掲注 19) 758-759 頁。

⁴⁶ 我妻榮他著『コンメンタル民法』（日本評論社、平成 18 年 5 月）177-184 頁。人倫に反するもの、正義の観念に反するもの、個人の自由を極度に制限するもの、暴利行為、著しく射幸的なもの等が例示されている。

事業内容に応じた定量評価は一般的に困難であり、立法論としては、一定の規模基準によるリスクの限定・コントロールという方策についても、基準の明確化を含む実効性向上の観点から検討されてしかるべきと考える⁴⁷。

おわりに

1 でみたとおり、日本の生命保険会社が海外の保険会社等買収し、現地で保険引受事業を拡大しているのは、我が国の長い保険事業の歴史の中でもここ数年に集中して生じている。一方、2 でみたとおり、我が国の子会社業務範囲規制は、昭和 50 年代の関連会社通達による個別列挙方式をベースとし、平成 10 年の金融システム改革でのグループベースでの監督枠組みの導入において会計上の連結対象の範囲に対象を広げて今日に到っており、事前規制のない欧米主要国との規制上の差異は非常に大きい。

そして、当該規制の差異は、外国保険会社等の買収時に交渉上の不利として顕在化するものであり、買収機会の逸失という我が国保険会社の国際競争上の不利として大きな障害になりかねない。厳格な子会社業務範囲規制は主に国内を視野に制度導入時には合理的な理由を有していたものと考えられるが、我が国保険業のグローバル化が急激に進展している今日、とりわけ海外での適用について、監督体制の整備やリスク管理手法の進展等の状況を踏まえ、抜本的な検討を要する時期に来ていると思われる。

3 において実務家の視点から、海外子法人等に国内と同じ業務範囲規制を課すことの妥当性につき若干の考察を試みたものだが、専門の諸先生方から様々なご知見を賜りたい。本稿が課題解決に向けた建設的な検討の一助となれば幸いである。

以上

⁴⁷ 「保険契約者の健全性を保つという点でいうと、何らかの形で海外に出ていくにしても、リスク量をコントロールする必要があると思います。その基準が単なる資産の規模なのか、収入の規模なのか、別のものなのかは議論がありますけれども、何らかの形でわかりやすい量を規制することによって、当面、リスク量をコントロールすることが望ましい。そして、その間に、保険会社の他業に関してのリスクマネジメント能力を全体として高めて、やがてはそれが国内にも反映できるかもしれないということになるのではないかと思います。」（平成 23 年保険会社のグループ経営に関する規制のあり方 WG（第 2 回）議事録、家森信善委員発言）